

2026年1月16日

投資主の皆様へ

スタート・プロシード投資法人

第40期利益超過分配金に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人は、2025年12月15日開催の役員会において、第40期（2025年10月期）の通常の利益分配金としての1口当たり4,433円に加えて、「一時差異等調整引当額」として1口当たり49円、「その他の利益超過分配金」として1口当たり343円をお支払いすることを決議し、2026年1月16日より分配金のお支払いを開始させていただきます。

今回の分配金のうち、「一時差異等調整引当額」は「利益超過分配金」に該当しますが、税務上の「資本の払戻し」に該当するものではなく、「利益分配金」と同じ配当所得の取扱いとなりますので、「利益分配金」の1口当たり4,433円と「一時差異等調整引当額」の1口当たり49円を合わせた4,482円が「利益分配金等」として源泉徴収の対象となり、投資口の譲渡損益は発生いたしません。

一方で、「その他の利益超過分配金」の1口当たり343円は、「出資総額」を原資としており、「利益剰余金」を原資とする通常の分配とは、税務上の取扱いが異なりますので、その取扱い等についてご案内させていただきます。

今回の「その他の利益超過分配金」は、全額が「出資等減少分配（出資総額等からの分配のうち一時差異等調整引当額の分配以外のもの。以下同じです。）」からの分配となり、税務上の「資本の払戻し」に該当します。そのため、「みなし譲渡損益」が発生することとなります。税務上の配当所得には当たりません。確定申告の際にはご注意いただきますようお願いいたします。

なお、このご説明は、今回の「利益分配金等」及び「その他の利益超過分配金」のお支払い並びに税務上の取扱い及び税法の規定により投資主の皆様にご通知すべき事項についてご説明するものではあります。投資主の皆様において必要となる税務上のお手続きのすべてをご説明しているものではありません。

以下にご説明いたしますとおり、投資主の皆様が保有されている投資口の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、投資主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、大変お手数ですが、お取引の証券会社等、最寄りの税務署又は税理士等にご相談いただきますようお願いいたします。

敬具

1. 今回の分配金のお支払いについて

今回の分配金の原資は、「利益分配金等（1口当たり4,482円）」と「出資総額（「その他の利益超過分配金」としての1口当たり343円）」に分かれており、原資ごとにお支払いの手続きが必要となるため、分配金のお受取方法別に下記の書類を同封しております。

- (1) 振込でのお受取のご指定をいただいている投資主様
「分配金計算書」及び「分配金振込先のご確認について」
- (2) 株式数比例配分方式のご指定をいただいている投資主様
「分配金計算書」及び「分配金のお受取方法について」
- (3) 振込でのお受取のご指定をいただいていない投資主様
「分配金計算書」及び「第40期分配金領収証」

※「分配金計算書」は租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねております。

2. 今回の利益超過分配金の税務上の取扱いについて

- (1) 今回の「一時差異等調整引当額」の分配金の所得区分について（所得税法第24条等）
 - ・「一時差異等調整引当額」の分配金は、次の2種類の性格を有する利益超過分配金として「投資法人の計算に関する規則」に規定されており、投資法人の所得計算上は「利益分配金」と合算して損金算入されます。なお、今回の「一時差異等調整引当額」は①の目的によるものです。
 - ① 所得超過税会不一致（投資法人の税務上の所得が会計上の利益より多い場合のその超過額をいいます。）に起因する法人税課税を回避する目的で行うもの
 - ② 純資産控除項目（主に繰延ヘッジ損益のマイナス）による配当制限に起因する法人税課税を回避する目的で行うもの

- ・所得税法第 24 条第 1 項では投資法人が行う金銭の分配のうち「出資等減少分配」以外のものを配当所得と定義しており、法人税法第 23 条第 1 項第 2 号では金銭の分配のうち「出資等減少分配」以外のものを配当等の額と定義しています。ここで「出資等減少分配」とは、本投資法人の「その他の利益超過分配金」を指すことから、投資主の皆様は「一時差異等調整引当額」の分配金を「利益分配金」と区別せずに合算して配当所得として扱うことになります。
- ・分配金に係る源泉徴収につきましても「利益分配金」との合算額に基づき行っております。
- ・「その他の利益超過分配金」と異なり、投資口の譲渡損益は発生しません。また、投資口の取得価額の調整（減額）も不要です。

(2) 今回の「その他の利益超過分配金」の所得区分について（所得税法第 24 条、第 25 条等）

- ・今回の「その他の利益超過分配金」は全額が「出資等減少分配」になり、税法上、資本金等の額からなる部分が「資本の払戻し」、資本金等の額以外の金額からなる部分が「みなし配当」とされます。今回の「その他の利益超過分配金」は、全額が資本金等の額からなる部分からの支払いとなるため、「みなし配当」部分はありません。
- ・税法では、「資本の払戻し」は投資主の皆様が保有する投資口の一部を譲渡したものとみなされるため、税法上これを「みなし譲渡」と呼んでいます。「みなし譲渡」については、投資口の取得価額の調整（減額）が必要となるほか、「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。
- ・今回の「その他の利益超過分配金」により、みなし譲渡益が生じる場合（注）には原則として確定申告が必要となります。ただし、口座の種類によっては源泉徴収の対象とする証券会社等もあり、その結果、確定申告が不要となる場合もございますので、現にお取引のある証券会社等にご確認ください。

(注) 今回の「その他の利益超過分配金」に関しての「みなし譲渡益」は、平均取得価額が 114,333 円未満である場合に発生いたします。

今回の分配金のお支払いについては、以下の図示のとおりとなります。

1口当たり分配金	原資別	分配金構成	税務上の取扱い例
分配金 (4,825円)	利益剰余金 (4,433円) 出資総額 (392円)	利益分配金 (4,433円) 一時差異等調整引当額 (49円) その他の利益超過分配金 (343円)	<p>利益の分配 ・通常どおり、源泉徴収を行っています。</p> <p>資本の払戻し ・源泉徴収の対象となりません。 ・「みなし譲渡損益」の計算上、収入金額とみなされます。</p>

(3) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第 37 条の 11）

- ・税法の規定により、投資主の皆様には、投資口の一部の譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②みなし譲渡相当部分の取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当します。
- ・今回の「その他の利益超過分配金」では、みなし配当額は「0 円」、払戻し等割合は、「0.003」となります。

$$\begin{aligned}
 \boxed{\text{① 収入金額とみなされる金額}} &= \boxed{\text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額}} - \boxed{\text{みなし配当額 (0 円)}} \\
 \boxed{\text{② みなし譲渡相当部分の取得価額}} &= \boxed{\text{従前の取得価額の合計額}} \times \boxed{\text{払戻し等割合 (0.003)}} \\
 \boxed{\text{③ みなし譲渡損益}} &= \boxed{\text{① 収入金額とみなされる金額}} - \boxed{\text{② みなし譲渡相当部分の取得価額}}
 \end{aligned}$$

【例】本投資法人の投資口を1口当たり150,000円で10口購入した場合

- ① 収入金額とみなされる金額=343円（1口当たり「その他の利益超過分配金額」）×10口=3,430円
- ② みなし譲渡相当部分の取得価額=(150,000円×10口)×0.003(払戻し等割合)=4,500円
- ③ みなし譲渡損益=3,430円-4,500円=▲1,070円(みなし譲渡損)

※投資口の1口当たり平均取得価額が114,333円未満である投資主様の場合は、以上の計算により、
みなし譲渡益が発生いたします。

※以上の計算の結果、③がマイナスとなる場合は、みなし譲渡損となります。

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

(4) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、投資主の皆様の投資口の取得価額が調整されます。
- ・調整式は、以下のとおりとなります。払戻し等割合は、「0.003」となります。

$$\boxed{1\text{口当たりの新しい取得価額}} = \boxed{1\text{口当たりの従前の取得価額}} - \left(\boxed{1\text{口当たりの従前の取得価額}} \times \boxed{\text{払戻し等割合}(0.003)} \right)$$

【例】本投資法人の投資口を1口当たり150,000円で10口購入した場合

- ① 1口当たりの調整金額=150,000円×0.003(払戻し等割合)=450円
- ② 1口当たりの新しい取得価額=150,000円-450円=149,550円
- ③ 新しい取得価額=149,550円×10口=1,495,000円

※証券会社で「特定口座」をご利用の投資主の皆様につきましては、通常は特定口座内で取得価額の調整が行われますが、口座の種類により処理方法が異なる場合がございますので、現にお取引のある証券会社等にご確認ください。

※証券会社の「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要があります。

(5) 個人投資主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
払戻し等割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第5号に規定する割合）	0.003 (小数点以下第3位未満切上げ)

(6) 法人投資主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	2026年1月16日
資本の払戻しに係る基準日における発行済投資口の総数	272,415口
みなし配当額に相当する金額の1口当たりの金額	1口当たり0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
払戻し等割合	0.003 (小数点以下第3位未満切上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	93,438,345円

3. その他の参考情報

(1) 今回の「その他の利益超過分配金」（出資等減少分配）に伴い、投資主の皆様に通常（「利益剰余金」を原資とする分配金）と異なる処理をしていただく事項について

● 「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。

税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」については、原則として、投資主の皆様において「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用し、株式数比例配分方式によって利益超過分配金を受領する場合には、特定口座内での計算対象とする口座管理機関（証券会社等）もございますので、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認をお願いいたします。

● 「みなし譲渡益」が発生した場合

原則として、確定申告をする必要があります。ただし、今回の「その他の利益超過分配金」（1口当たり343円）に関しては、「みなし譲渡益」の発生は、平均取得価額が114,333円未満である場合となります。

なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用し、株式数比例配分方式によって「その他の利益超過分配金」を受領する場合には、確定申告が不要となる場合もございますので、現にお取引のある証券会社等にご確認ください。

● 発生した「みなし譲渡損」を、他の収益と相殺、若しくは翌期以降に繰り越す場合

確定申告が必要となります。ただし、「みなし譲渡損益」が同じ証券会社等における特定口座内で計算されている場合には、特定口座内で損益通算されることから、確定申告が必要ない場合もございます。

● 「取得価額の調整」が必要となる場合

証券会社等の「特定口座」をご利用でない場合は、取得価額を調整していただく必要があります。詳しくは、現在お取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認をお願いいたします。

● 「みなし譲渡益」が非課税管理勘定で発生した場合

個人投資主の皆様で、本投資口を少額投資非課税制度（「NISA」または「ジュニアNISA」）に基づく、非課税管理勘定にて管理している場合には、出資等減少分配に基づくみなし譲渡益については非課税措置の適用がございます。なお、みなし譲渡損についてはないものとされます。詳細は、現在お取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。

(2) ご注意

この説明書でのお知らせは、今回の利益超過分配金の税務上の取扱い、税法の規定により投資主の皆様にご通知すべき事項をお伝えするものであり、投資主の皆様の個々のご事情によって異なりますことから、すべてを網羅するわけではございません。

ご不明の点につきましては、下記「4. 本件に関するご照会先」のご照会先にご確認くださいようお願い申し上げます。

このお知らせは、投資主の皆様が今後、投資口を売却される場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいようお願い申し上げます。

このお知らせは、本投資法人ホームページ（<https://www.sp-inv.co.jp>）にも掲載いたします。

4. 本件に関するご照会先

(1) この説明書について的一般的なご照会 投資主名簿等管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）

(2) 投資主様各位の取得価額の調整に関する具体的なご照会

現にお取引のある証券会社等、最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

(3) 税務申告等に関するご照会

最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

以上